

平成24年3月13日

株主各位

鳥取県鳥取市広岡176番地17



代表取締役社長兼会長 谷口義晴

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年3月28日(水曜日)午後3時までには到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年3月29日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 鳥取県鳥取市若葉台南7丁目1番1号
地方独立行政法人 鳥取県産業技術センター
企画管理棟3階大会議室
(会場が昨年と異なっておりますので、ご来場の際には、末尾の会場ご案内図をご参照頂きますようお願い申し上げます。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第37期(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第37期(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
 - 第5号議案 取締役に対するストックオプションとしての報酬額及び内容に関する承認の件
- 以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
2. 招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類、会計監査報告書及び監査報告は別添の「第37期 年次報告書」の通りであります。
3. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nicera.co.jp/>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

会計監査人が職務の遂行にあたり適正な役割を十分に発揮できるように、会社法第427条に定める会計監査人の責任をあらかじめ限定する契約を締結する事が出来る旨の定款第43条（会計監査人との責任限定契約）の規定を新設するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 後
(新設)	(<u>会計監査人との責任限定契約</u>) <u>第43条</u> 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には賠償責任を法令が定める限度額までとする契約を締結することができる。</u>
第 <u>43</u> 条～第 <u>47</u> 条（条文省略）	第 <u>44</u> 条～第 <u>48</u> 条（現行どおり）

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては改めて取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位および担当	所有する当社株式の数
1	なにぐちよしはる 谷口義晴 (昭和11年11月3日生)	昭和50年6月 当社設立 代表取締役社長（現任） 平成14年4月 当社執行役員兼務(現任) 平成18年3月 当社取締役会長兼務 (現任) (重要な兼職の状況) 日セラ興産株式会社 代表取締役社長 昆山日セラ電子器材有限公司 董事長 上海日セラ磁性器材有限公司 董事長 日セラ三和電器（蘇州）有限公司 董事長	4,571,983株
2	なにぐちしんいち 谷口真一 (昭和48年2月26日生)	平成8年7月 当社入社 平成14年3月 当社取締役 平成14年4月 当社執行役員兼務(現任) 平成15年1月 上海日セラセンサ有限公司 担当(現任) 上海日セラセンサ有限公司 総経理(現任) 平成17年1月 当社関係会社管理室担当兼 務(現任) 平成18年3月 当社専務取締役(現任) 平成21年3月 当社代表取締役(現任) 平成22年10月 当社セラミック素材部担当 兼務(現任) 平成23年4月 当社統括総務部担当兼 務(現任) 当社内部監査室担当兼 務(現任) 平成24年2月 当社経営企画室担当兼 務(現任) (重要な兼職の状況) 上海日セラセンサ有限公司 総経理	429,025株
3	ひろとみかずたか 広富一隆 (昭和32年4月24日生)	昭和61年8月 当社入社 平成12年1月 当社モジュール製造本部 役員代行、モジュール製造 本部長兼務 平成13年3月 当社取締役 平成14年4月 当社執行役員兼務(現任) 平成15年11月 当社生産事業統括担当（現 任） 平成21年7月 当社開発事業統括担当（現 任） 平成22年3月 当社常務取締役（現任）	4,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位および担当	所有する当社株式の数
4	なかがわけんじ 中川健二 (昭和30年5月27日生)	<p>昭和55年9月 当社入社 平成3年3月 当社取締役 平成8年12月 当社常務取締役 平成11年1月 当社取締役 平成14年4月 当社執行役員（現任） 平成18年1月 NICERA HONG KONG LTD. 総経理（現任） NICERA HONG KONG LTD. 担当（現任） 平成19年1月 当社コーディネートグループ担当兼務（現任） コーディネートグループ長担当兼務（現任） 平成21年7月 当社フェライトコア極東販売グループ担当兼務（現任） 平成22年3月 当社取締役（現任） E V営業部担当兼務（現任） 平成23年10月 NICERA AMERICA CORP. 代表取締役（現任） NICERA AMERICA CORP 担当兼務（現任） 平成23年11月 NICERA EUROPEAN WORKS LTD. 代表取締役（現任） NICERA EUROPEAN WORKS LTD. 担当兼務（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） NICERA EUROPEAN WORKS LTD. 代表取締役 NICERA HONG KONG LTD. 総経理 NICERA AMERICA CORP. 代表取締役</p>	30,934株
5	たにだ あきひこ 谷田明彦 (昭和34年10月21日生)	<p>平成3年11月 当社入社 平成14年12月 当社執行役員 当社超音波センサ事業部担当兼務（現任） NICERA PHILIPPINES INC. 担当 平成16年4月 NICERA PHILIPPINES INC. 代表取締役 平成20年3月 当社常務執行役員（現任）</p>	-

- (注) 1. 谷口義晴氏は、日セラ興産株式会社の代表取締役社長を兼務し、当社と建物の賃借取引があります。
2. その他候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役久留飛 精敏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位および担当	所有する当社株式の数
く り び き よ し 久留飛精敏 (昭和47年1月24日生)	平成14年3月 当社入社 平成14年5月 昆山日セラ電子器材有限会社 社公司駐在 財務、総務、法務、購買を担当 平成18年9月 当社総務部課長代理 平成20年3月 当社監査役(現任)	-

(注) 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、平成23年7月28日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を平成23年7月31日をもって廃止することを決定いたしました。

これに伴い、第2号議案を原案どおりにご承認いただいた場合に重任される取締役4名並びに在任中の監査役3名及び第3号議案を原案どおりにご承認いただいた場合に重任される監査役1名に対し、役員退職慰労金制度廃止までのそれぞれの在任期間に対応する退職慰労金を、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で、打切り支給いたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役及び各監査役の退任時とし、その退職慰労金の具体的金額、支給の方法などは、取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役4名及び監査役4名の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
たにぐち よしはる 谷口 義晴	昭和50年6月 当社設立 代表取締役社長 平成18年3月 当社取締役会長兼務
たにぐち しんいち 谷口 真一	平成14年3月 当社取締役 平成18年3月 当社専務取締役 平成21年3月 当社代表取締役就任
ひろとみ かずたか 広富 一隆	平成13年3月 当社取締役 平成22年3月 当社常務取締役
なかがわ けんじ 中川 健二	平成3年3月 当社取締役 平成8年12月 当社常務取締役 平成11年1月 当社取締役 平成22年3月 当社取締役
やまね おさむ 山根 治	平成2年1月 当社監査役
ていし ゆきひろ 手石 幸洋	平成11年3月 当社監査役
なか おしゅうじろう 中尾 修治郎	平成15年3月 当社監査役
くろびきとし 久留飛精敏	平成20年3月 当社監査役

第5号議案 取締役に対するストックオプションとしての報酬額及び内容に関する承認の件

当社の取締役の報酬額は、平成3年3月28日開催の第16期定時株主総会において、年額160百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、取締役に対する報酬として年額50百万円の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、第2号議案（取締役5名選任の件）が原案どおり可決されますと、割当の対象者となる取締役は5名となります。

1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由
業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに当社の企業価値を向上させることを目的として、取締役に対してストックオプションとしての新株予約権を発行するものです。
2. 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容
 - (1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数
 - ①新株予約権の総数
各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限個数は1,500個とする。
 - ②新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。
なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。）または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併を行う場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

(2) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。払込みを要しないことは、有利発行に該当しない。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）、または、新株予約権の割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

①当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、新株予約権の行使を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{即発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{即発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発

行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- ③当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、執行役員もしくは従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行ってできないものとする。

③その他権利行使の条件（上記①に関する詳細も含む。）は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めることとする。

〈ご参考〉

本議案による当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の割当に併せ、当社執行役員及び重要な使用人に対しても、上記内容のストックオプションとしての新株予約権を当社取締役会の決議により付与する予定です。

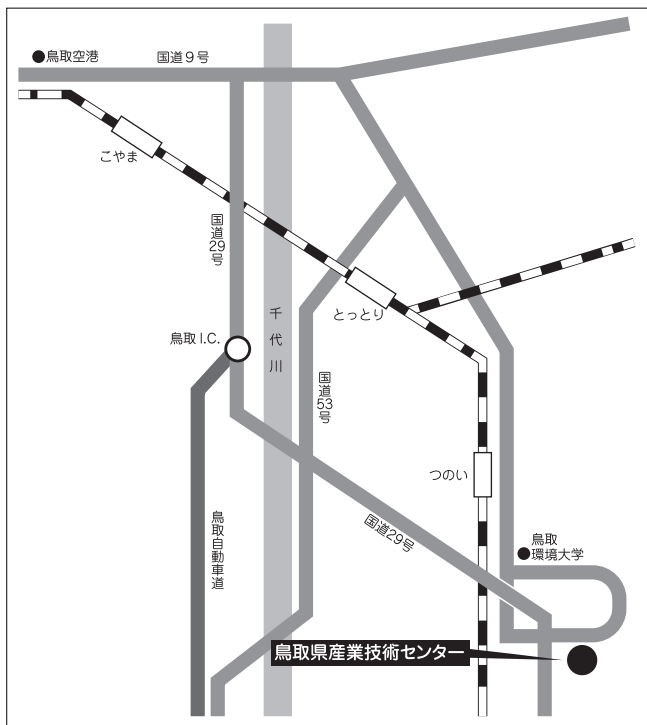
以上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

会場 鳥取県鳥取市若葉台南7丁目1番1号
地方独立行政法人 鳥取県産業技術センター
企画管理棟 3階大会議室
電話 0857 (38) 6200



◇交通アクセス

- ・鳥取空港よりタクシー 35分 (約3,500円)
- ・JR鳥取駅よりタクシー 15分 (約2,000円)
- ・JR鳥取駅よりバス25分
(津ノ井ニュータウン若葉台線 若葉台南6丁目バス停前)
(若桜線 若葉台南6丁目バス停前又は津ノ井ニュータウン
入口下車)
(約400円)

※なお、駐車場のご準備は致しておりませんのであしからず
ご了承下さいますようお願い申し上げます。